



# 島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第81号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【人委規則】**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

2

**人 事 委 員 会 規 則**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第 8 号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表議会議務局の部中「秘書室長 政務調査室長 総務グループリーダー」を「秘書室長 総務グループリーダー」に改め、同表知事部局の部本庁の項中「調整監（庶務担当及び公立大学法人島根県立大学（以下「県立大学」という。）に派遣されているものに限る。）」を「調整監（庶務担当に限る。）」に、「企画幹（交通対策課の庶務担当及び人事課並びに県立大学に派遣されているもの（県立大学の総務課長及び管理課長の職にあるものに限る。）に限る。）」を「企画幹（交通対策課の庶務担当及び人事課並びに公立大学法人島根県立大学（以下「県立大学」という。）に派遣されているもの（県立大学の総務課長及び管理課長の職にあるものに限る。）に限る。）」に、「企画調査グループリーダー（農村整備課に限る。） 守衛長 防災航空管理所長」を「企画調査グループリーダー（農村整備課に限る。） 防災航空管理所長」に、「人事課（保健グループを除く。）及び財政課の主幹、企画員、主任及び主任主事」を「人事課（保健グループを除く。）及び財政課の企画員、主任、主任主事及び主事 秘書グループの主任」に改め、同部自治研修所の項中「所長 部長」を「所長」に改め、同部島根あさひ社会復帰促進センター診療所の項中「副所長」を「副所長 看護師長」に改め、同表教育委員会事務局部局等の部本庁の項中「参事 管理監 課長」を「参事 課長」に、「総務広報グループ」を「総務グループ」に改め、同部教育センターの項中「部長 総務グループ課長」を「部長 調整監 総務グループ課長」に改め、同部生涯学習推進センターの項及び西部生涯学習推進センターの項を次のように改める。

東部社会教育研修センター	所長 総務グループ課長
西部社会教育研修センター	所長 総務グループ課長

別表教育委員会事務局部局等の部図書館の項中「館長 調整監 総務グループ課長」を「館長 総務グループ課長」に改め、同部高等学校の項中「事務長 船長」を「事務長」に改める。

**附 則**

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。